

《論文》

現代アゼルバイジャンにおける国家介入的政教関係の展開： 宗教関連法規則における政教分離と宗教の公共的な役割の規定を中心に

岩 倉 洸*

The Development of State Involvement in Political– Religious Relations in Contemporary Azerbaijan: Focusing on the Law on Religion, Separation of Religion and State, and the Public Role of Religion

Ko IWAKURA

This paper examines religion-related laws, regulations and operations in Azerbaijan since 1991, focusing on provisions regarding the separation of state and religion, and the public role of religion. It aims to clarify the desirable relationship between politics and religion, and the roles of the state and religion.

Since 1991, there has been an influx of foreign Islamic and Christian groups into Azerbaijan. The Azerbaijani government, considering that this situation could potentially destabilize the national system, has therefore developed laws and regulations regarding religion. These include the Constitution, “Law on freedom of religious beliefs,” other laws, and presidential decrees. Thus, a situation was established in which the state controls religion by defining the roles of both the state and religion.

In this paper, I will show that the state uses religion as an ethnic culture while maintaining the relationship between politics and religion that allows it to control religious affairs, and that the state allows some traditional religions to play a public role by providing educational and charity-related activities.

キーワード：アゼルバイジャン、政教分離、国家の非宗教性、国家の中立性、宗教の公共性
Keywords: Azerbaijan, Separation of Religion and State, Non-Religiousness of the State, State Neutrality, Public Nature of Religion

* 立命館大学産業社会学部授業担当講師

kir21089@fc.ritsumei.ac.jp

Received on 2021/11/12, accepted after peer reviews on 2022/7/26.

© 立命館大学アジア・日本研究所

『立命館アジア・日本研究学術年報』2022, PRINT ISSN 2435-421X ONLINE ISSN 2435-4228, Vol.3, pp.31-52.

1. はじめに

1991年のソ連崩壊以降、アゼルバイジャンを含めた旧ソ連地域では宗教復興が決定的な流れとなり、国内の伝統的な宗教組織の復活のみならず、国外から様々な新たな宗教組織の流入が見られた。アゼルバイジャンにおいては、ムスリム諸国からイスラーム系組織、ヨーロッパからはカトリック教会やプロテスタント諸派などの集団が流入するようになった。そのような中で、シーア派系イスラーム組織による反政府運動やテロなどの発生、アル＝カイダやISILなどのイスラーム急進派組織に参加し国内外での紛争やテロに参加する国民も現れた。このような状況に対して、アゼルバイジャン政府は、宗教的な急進主義の台頭は国家体制を揺るがしかねない安全保障上の問題として警戒し、国家と宗教の相互の役割を規定する法を整備してきた。その結果、国家が宗教を管理する体制が構築された。

ところでムスリム諸国における政教関係は、世俗主義とイスラームの関係を中心に論じられてきた。理念的にはイスラームは政教一元的とされるが、現実の政教関係は多様であり、世俗主義体制を採る国家からウラマーが国家を統治・指導しイスラーム法を施行する国家まで様々である。世俗主義体制を採る国家としてはトルコが有名であるが、ソビエト連邦の社会主義政権下での世俗化の影響を受けてきたアゼルバイジャンを含めた旧ソ連地域も世俗主義体制を採る。近年のシリア内戦、アフガニスタンのターリバーンの再登場、イランの国際的影響力の増大などは旧ソ連地域におけるイスラーム主義の台頭や反政府運動とも関わっているため、旧ソ連地域の政教関係を検討することは改めて重要な課題である。このような背景の中で、宗教面でもトルコと緊密な協力関係にあるアゼルバイジャンの政教関係に関する研究も蓄積されてきた。

代表的なものとして、アゼルバイジャンのイスラーム潮流を5つに分類し、政府の管理下にある「公式イスラーム」の潮流よりも政府の管理下でない「並行イスラーム」の潮流の活力を説いたラウル（Raoul, 2001）の研究が挙げられる。また、イスラームに関する歴史、組織、法律などを幅広く検討しながら、宗派と政府との距離によってイスラーム潮流を分類したサッタロフの研究もある（Sattarov, 2009）。2010年代以降にはイスラームの分類の潮流に拘らずに、国家による宗教管理が信教の自由を侵害していることを指摘するイスマイロフの研究（Ismayilov, 2018）、他の旧ソ連地域とアゼルバイジャンの国家による宗教の管理を比較しアゼルバイジャンがよりソフトな手段で管理を目指していることを明らかにしたベッドフォードの研究がある（Bedford, 2009）。さらに、近年では国家が宗教を管理する理念や正当性がいかなるものかを検討したガシモフ（Gasimov, 2020）や岩倉（岩倉, 2020）の研究なども見られる。

しかし、これまでのアゼルバイジャンの政教関係に関する先行研究では、法規則の検討から、国家が望む理念的な政教関係がどのように構築されてきたかという点は見過ごされてきた。これらの先行研究は、各イスラーム組織の動向、信教の自由や諸宗教の平等が侵害されていること、宗教行政を担う組織の活動動向のいずれかに焦点があった。例外的にサッタロフが2000年代の宗教関連の法律を扱っているが、各条文を記述しているに留まっており、いずれの研究も国家が理想とする政教関係を示していない。しかし、国家の想定する理念的な政教関係を明確に示さなければ、国際的な基準との差異、法律の規定と運用のズレ、宗教行政の意味などを考察することはできない。だからこそ、まず国家が望む理念的な政教関係を明らかにしなければならない。

そこで本稿では、1991年以降のアゼルバイジャンにおける宗教関連法規則を、政教分離および宗

教の公共的な役割に関する規定とその運用を中心に検討する。検討を通じて、理念的な政教分離や宗教の役割とその実態——すなわち、国家が望む政教関係や国家が想定する宗教が果たすべき役割を、国家自身がどのように規定しているのか、あるいはそれらをどのように正当化しているのかを明らかにすることを目的とする。これにより、先行研究が明らかにしてこなかった国家がどのような政教関係を理想としているかの根幹を示していく。具体的には次のように議論を行う。まずアゼルバイジャンの宗教の歴史的経緯、宗教管理制度や宗派、検討すべき法規則の概要、重要概念である政教分離や宗教の公共性の定義を明らかにする（II章）。次に、宗教関連法規則の各条文を政教分離や宗教の公共性を中心に検討する（III～IV章）。さらに、現在のアゼルバイジャンの政教分離や宗教の公共性に関する主要な問題を宗教関連法規則の運用という観点から取り上げて考察する（V章）。最後に検討を踏まえて、アゼルバイジャンにおいて政教分離や宗教の公共性からどのような政教関係が国家にとって理想的なものを考察する（VI章）。なお、本稿の宗教関連法規則は、アゼルバイジャン共和国司法省法規則統一電子データベース（Azərbaycan Respublikasının Ədliyyə Nazirliyi Hüquqi Aktların Vahid Elektron Bazası, 2021）より引用した。

II. アゼルバイジャンにおける宗教の状況と法規則・運用、検討の論点

1. アゼルバイジャンにおける政教関係の歴史的経緯

まず、現在のアゼルバイジャンの政教関係がいかなる状況であるかを確認するために、本稿の対象となる1991年から現在までのアゼルバイジャンの政教関係の歴史を整理する。アゼルバイジャンの政教関係を整理すると、①1991～1993年の独立直後における宗教的自由の拡大期、②1994～2000年代初頭における国外から流入した宗教組織の活動を受けた国家による宗教管理の強化期、③2000年代初頭～2010年代中頃までの政府組織と宗教組織による二元的な国家管理の安定期、④2010年代中頃～2021年現在までの政府組織による国家管理の移行期になる。ここでは①～③までの時期について纏め、④について次項で述べる。

①はソ連時代の宗教管理・弾圧政策を廃止し、宗教的自由を拡大するために宗教基本法に当たる信教の自由に関する共和国法（以下「信教の自由法」と表記）が制定され、国内の宗教組織のみならず外国人の宗教活動も認めた時期である。一方で、国家管理を廃止したわけではなく「宗教庁¹（Dini İşlər İdarəsi）」を設置している。②は第一次チェチェン紛争をきっかけに主に国外からのイスラーム急進派の宗教的な動機によるテロや暴力に関する事件が多く起きた時期である。そのような中で、1996年に信教の自由法が改正され宗教管理の側面が強くなり、かつてソ連時代にイスラームを管理していた官製ウラマー組織である「ザカフカース・ムスリム宗務局（Закавказские мусульманские духовные правления）」を継承した「カフカース・ムスリム宗務局（Qafqaz Müsəlmanları İdarəsi 以下原則「宗務局」と表記）」によるイスラーム管理が法制化されている。③は国内の管理外のイスラーム組織が拡大していくなかで、宗教庁を廃止して政府内部に新たに宗教行政組織である「宗教団体担当国家委員会（Azərbaycan Respublikası Dini Qurumlarla İş üzrə Dövlət Komitəsi 以下原則「委員会」と表記）」が設置された時期である。これにより、宗務局をはじめとする公認宗教組織

¹ 公宗教庁は1991年に閣僚会議下に設置された宗教行政組織。ウラマー、語学専門家、文学研究者の6人から構成され、宗教組織の登録や国家が認める正しい宗教知識の宣伝を行った。しかし、1990年代中頃には機能不全に陥っていた（Sattarov, 2009: 165）。

と委員会を中心とする政府組織による国家の二元的な宗教管理が形成されていった。この時代には政府と公認宗教組織が宗教管理で協力しつつも、公認宗教組織が外交や宗教実践において独自の立場を築いていた。

2. 現在のアゼルバイジャンの宗教管理制度と宗教・宗派構成

2021年現在のアゼルバイジャンでは政府組織／公認された宗教組織による外見上は互いに独自の憲章をもった二元的な宗教管理がまだ行われている。これは政府組織が宗教組織の登録、宗教的刊行物の管理などの管理面を担い、公認された宗教組織が信仰儀礼の実践、宗教教育、巡礼などの実践面を実施する二元的な管理であるといえよう²。政府組織の中心は、2001年に設置された宗教行政を担う宗教団体担当国家委員会であり、公認された宗教組織としてはイスラームのカフカース・ムスリム宗務局³、「ロシア正教会」などが挙げられるだろう。しかし、2010年代以降、アラブの春やシリア内戦などの国際的な情勢の変化による急進的なイスラーム主義の台頭や国内イスラーム組織と野党の団結による反体制運動などを背景に、高等宗教教育や宗教的啓蒙など従来公認宗教組織が担っていた実践面を委員会が担うようになってきており、二元的な管理から一元的な管理へと移行しつつあるといわれている（Gasimov, 2020; 岩倉, 2020）。

次に国家の管理の対象である宗教をめぐる背景的知識を深めるために、アゼルバイジャンの宗教・宗派構成について目を向けると、国民の大多数の95%がイスラームを信仰している（U.S. Department of State, 2018）。その中でもシーア派（12イマーム派）が60%程度で多数を占めており、イラン国境付近の南部や首都バクーの近郊に特に多く居住している。残りの30%程度がスンナ派であり、法学派としてはハナフィー学派とシャーフィイー学派で構成され、スーフィー教団の活動も見られ、ロシア・ジョージア国境付近に多く居住している。

イスラーム以外にはキリスト教とユダヤ教が比較的多数の信者を有している。キリスト教に関しては、ロシア正教会、ジョージア正教会、霊的キリスト教（モロカン派）、アルメニア使徒教会、アゼルバイジャン独自のアルバニア教会⁴といった東方正教会・諸教会が根付いている。また、カトリック教会、プロテスタント諸派も活動している。ユダヤ教に関しては、7世紀に移住してきた山岳ユダヤ、18世紀にジョージアより移住してきたグルジーム、19世紀のロシア帝国時代に移住してきたヨーロッパユダヤ（アシュケナージ）⁵の3グループが存在している（Bakı Beynəlxalq Multikulturalizm Mərkəzi）。他にはバハーイ教、ハレー・クリシュナ運動の宗教組織もある⁶。

表1は現在委員会によって組織登録されている宗教組織の一覧である。

² もっとも、管理面と実践面が完全に分担されているわけではなく、例えばイスラームでは、宗務局がモスクや宗教専門職の管理、委員会への各組織の活動報告書を提出するなど両者の重なりも存在する。

³ 現状の宗務局の機能については岩倉（2019）が詳しい。

⁴ アルバニア教会は、4世紀に現在のアゼルバイジャンのシェキで創設された東方諸教会のグループ。19世紀に一時教会組織としては消滅したが、2003年にアゼルバイジャンで単独のキリスト教の宗派として登録された（Bakı Beynəlxalq Multikulturalizm Mərkəzi）。

⁵ アゼルバイジャンでも、アシュケナージという言葉は認識されているが、宗教組織登録での名称にしたがってヨーロッパユダヤとした。

⁶ ただし、組織登録がないままに宗教活動を行っている宗教・宗派があるため、統計が実際とは一致しない。

表 1 アゼルバイジャンにおける登録された宗教組織

宗教	宗派	登録数	伝来年代
イスラーム		906	
東方正教会および東方諸教会	ロシア正教会	1	19 世紀
	ジョージア正教会	2	10 世紀
	霊的キリスト教（モロカン派）	4	19 世紀
	アルバニア教会	2	4 世紀
その他キリスト教	カトリック教会	1	19 世紀
	プロテスタント諸派	14	19 世紀以降
ユダヤ教	ユダヤ系合同（3 派合同）	4	
	山岳ユダヤ	2	7 世紀
	ヨーロッパユダヤ	1	19 世紀
	グルジーム	1	18 世紀
その他	バハーイ教	2	19 世紀
	ハレー・クリシュナ運動	1	1990 年代
合計		941	

出所：Dini sahə ilə bağlı statistik rəqəmlər（2021）より筆者作成

2021 年 10 月時点ではイスラーム 933、非イスラーム組織 37 の合計 970 組織であるが、行政文書の数値とは一致しない。そのため、一致する 2019 年度のデータを採用した。

3. 検討すべき宗教関連法規則と運用、検討の論点の概要

本稿で検討の対象とする宗教関連法規則は、国家が宗教を管理するあるいは宗教について何らかの役割を規定しているという、国家が宗教をどのように取り扱っているかという条文を含むことを基準に選定した以下の法規則である。まず重要なのは、全ての宗教関連法規則の原則となる 1995 年制定の「憲法」である。次に重要なのは、1992 年制定の宗教基本法に当たる「信教の自由法」と 2015 年制定の宗教的過激主義を取り締まることを目的にした「宗教的過激主義に対する闘争に関する共和国法（以下「宗教的過激主義対策法」と表記）」の二つの法律であろう。また、宗教に関連した規定を含んだ、その他の法律、大統領令、閣議決定も重要な法規則である。さらに、アゼルバイジャンにおいては国家と宗教の管理の例外的な存在として、条約によって国家による管理が緩やかな宗教組織が存在するため検討が必要である。その事例として、2003 年にトルコの「宗務庁⁷（Diyanet İşleri Başkanlığı）」と結ばれた「トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書」、2011 年に「ローマ教皇庁」と結ばれた「カトリック教会法的地位協定」も検討する。運用に関しては、政教分離の事例として「教育省による公立学校におけるヒジャーブ着用禁止」、「大統領令による宗教組織への財政援助」、宗教の公共性の事例として「宗教組織の公的な役割を担う活動」を取り上げる。

なお、本稿ではこれらの宗教関連法規則の検討に当たって、「政教分離⁸」と「宗教の公共性⁹」の 2

⁷ トルコの宗教行政を担う組織で、宗教実践、モスクの管理、宗教研究、宗教的刊行物の発行と管理、宗教教育、巡礼管理、在外トルコ人への宗教指導を通じて、社会的秩序維持や世俗主義の原則に従った国民統合を担っている。

⁸ 政教分離に関する代表的な議論としては、イスラームには政教分離概念が生じないという政教一元論を提唱した小杉（1986）、旧ソ連地域の政教分離には共通のパターンがあることを指摘する Curanovic（2013）がある。本稿で取り上げる小泉は、政教分離が歴史的・政治的状況に依存しつつも、どの国でも国家の非宗教性と国家の中立性は存在するため、トルコ以外でも国家の非宗教性と中立性の観点から比較・検討できることを明らかにしている（小泉, 2008: 282-283）。ソ連崩壊後のアゼルバイジャンも世俗主義を掲げているため、国家の非宗教性と中立性から検討できると考えられるため、本稿でも用いる。

⁹ 公共宗教論に関する代表的な議論としては、アメリカでは世俗化にもかかわらず、社会の中に制度化された聖なるものに関する信念、儀式、シンボルの総体である「市民宗教」があると指摘した Bellah（1967）が有名である。旧社会主義地域の公共宗教に関しては、井上（2004）や櫻井（2020）、アゼルバイジャンに関しては宗務局がソ連末期の民主化に貢献したかを論じた Aliyev（2017）が代表的である。これらの旧社会主義地域の研究は、国家によ

つの概念から検討していく。前者については、トルコ共和国の憲法を検討した小泉洋一が提唱した政教分離とは「国家の非宗教性（国家と宗教の切り離しと国家と宗教の相互介入の禁止）」と「国家の中立性（国家による諸宗教の平等な取り扱い）」から構成される（小泉, 2008: 279-281）を政教分離との定義を用いて、アゼルバイジャンにおける政教分離の意味を具体的に明らかにしていく。後者については、ホセ・カサノヴァが提唱した、制度的な政教分離を認めつつも、宗教が公的領域で一定の役割を担うとする「公共宗教論」という概念（カサノヴァ, 1997）を用いて、宗教の公共性（宗教が公的領域で担う役割の性質）として定義づける。公的領域という概念が世界の各地域で具体的な空間（いわゆるパブリックスペース）または抽象的な空間（概念的なもの）を示すかは違ってくるということは踏まえつつ、法規則や運用の検討を通じて、アゼルバイジャンの文脈での公的領域について具体的に明らかにしていく。

III. 憲法および宗教関連法規則

本章では、アゼルバイジャンの基本的な法規則として、憲法、信教の自由法、宗教的過激主義対策法を取り上げ、政教分離や宗教の公共性について検討する。

1. 憲法

(1) 憲法の規定

アゼルバイジャン共和国憲法は1995年に3代目大統領となったヘイダル・アリエフの時代に制定、その後何度か改正されてきた。全5部12章158条から構成されているが、宗教条項は、主として前文、7条、18条、23条、25条、47条、48条、56条3項、75条、76条、85条2項、89条である。以後 *Azərbaycan Respublikasının Konstitusiyası* (2021) から宗教関連条項を抜粋して、分類した表2を参照しつつ、政教分離と宗教の公共性を検討する。

表2 憲法における宗教関連条項の性格

国家と宗教の関係 (A)	1 前文. 国民の意思表現として、法の支配を保障するために世俗国家を確立する
	2 7条. アゼルバイジャンは民主的、法によって支配され、世俗的、単一的な共和国である (1項)
	3 18条. 宗教と国家は分離される (1項)、国家の教育は世俗的である (3項)
	4 23条. 共和国の国旗は一中略一下の縞模様は緑で、中央に白い三日月と八芒星が描かれる (2項)
	5 56条. 宗教指導者が選挙などで選出される権利は法律によって制限される場合がある (3項)
	6 85条. 宗教指導者はアゼルバイジャン共和国議会の選挙において選出されない場合がある (2項)
	7 89条. 共和国議員が宗教指導者に就任した場合、議員の資格を剥奪される (1項)
信教の自由 (B)	1 47～48条. 思想の表明の自由は保障される (47条) 信教の自由・宗教儀式の実施および信仰を持たない自由は保障される (48条)
	2 76条. 兵役と信念が一致しない時、法律の規定があれば代替役務が許可される場合がある (2項)
信教の自由の制限 (C)	1 18条. ヒューマニズムに反する宗教活動や宣伝は禁止される (2項)
	2 47条. 宗教的憎悪や敵意を煽る宣伝は禁止される (3項)
	3 48条. 公序良俗違反の宗教活動は禁止される (3項)、信念による法律違反を正当化しない (4項)
	宗教的信念、宗教的儀式の実施や参加の他人への強制はされない (5項)
諸宗教の平等 (D)	1 18条. 全ての宗教的信念は法の下に平等である (1項)
	2 25条. 信仰の違いによって人権や市民の権利は制限されない (3項)
宗教の公的な役割 (E) 該当する条項なし	

て特定の宗教が公認される形を取りつつ、国家のシンボルや民族的文化として活用されることを「公共宗教」としているが、これはアゼルバイジャンでも見られるものであるため、本稿でも有用な議論として用いる。

国家と宗教の関係に関する表2のA群を見ると、A-1、A-2でアゼルバイジャンが世俗主義を採用国家であることが明言される。A-3には世俗主義の具体的な中身として、国家と宗教が分離され、教育においても宗教が分離されることが判明する。A-5～7では、宗教指導者の国会議員を中心とした被選挙権の制限が規定されている。さらに、A-7の規定から特定の宗教の立場に立たず¹⁰、宗教法が法源として認められる規定も存在しない。A-5～7の規定は宗教法が法源として認められないことから、憲法の考える世俗主義あるいは政教分離とは、国家が宗教の上位に立つことを想定している。

信教の自由および諸宗教の平等に関する表2のB、C、D群を見ると、憲法上は信教の自由や諸宗教の平等が規定されている。信教の自由の行使への限界に関しても、C-1～3を見る限り、他者への人権侵害または公共の秩序を害するものに限定されている。むしろ、B-2から、良心的兵役拒否制度が規定されている。

まとめると、憲法上は国家と宗教を分離することから国家の非宗教性をもち、諸宗教の平等が認められていることから国家の中立性をもち、両者の属性を併せ持った政教分離型の世俗国家を想定している。ただし、憲法は信教の自由や諸宗教の平等は保障しているが、A-5～7の規定から国家の非宗教性が明確に現れ、国家の中立性はやや不明瞭である。宗教の役割に関しては規定されておらず、宗教の公共性は不明である。

2. 信教の自由法

信教の自由法は、1992年に制定された全6章31条の宗教基本法であり、信教の自由の保障および宗教組織の地位・権利を規定している。構成としては1章総則（1～6条）、2章宗教組織（7～15条）、3章宗教組織の財政（16～20条）、4章信教の自由に関する市民と組織の権利（21～24条）、5章宗教組織の労働活動（25～27条）、6章政府組織と宗教組織（28～31条）である。以後、Dini Etihad Azadlığı Haqqında（2021）から宗教関連条項を抜粋して、分類した表3を参照しつつ、政教分離と宗教の公共性を検討する。

表3 信教の自由法における宗教関連条項の性格

国家と宗教の関係 (A)	1 4-1条. 宗教指導者が国の役職に選出された場合、宗教活動は停止される（3項）
	2 5条. 宗教と宗教組織は国家から分離される。宗教組織は国家から指示を受けず介入されない
	3 宗教組織は政党の活動に参加せず、政党への財政支援も行わない
	4 6条. アゼルバイジャンの国の教育制度は世俗的である（1項）
	5 宗教教育機関は宗教センターによって設立され、高等教育機関に関しては1つだけ設立できる（3項）
	6 聖典を学ぶ活動については、宗教組織の同意を得て行政当局に報告したうえで実施する（4項）
	7 宗教中等・高等教育機関は国の免許が発行された上で運営される（5項）
信教の自由 (B)	1 1条. 誰もが信仰し、信念を表明し、表現し、広め、宗教的儀礼に参加する権利を有する
	2 宗教活動の強制、宗教的憎悪を煽るまたはヒューマニズムに反する宗教活動や宣伝は禁止される
	3 21条の規定を除いて、国内での外国人と無国籍者の宗教活動は禁止されている
	4 親は信仰に従って子供を育てることができるが、宗教の強制や宗教的育成による子供への悪影響は禁止される
	5 宗教的過激主義を促進または政治目的による宗教を利用する活動は禁止される
	6 4条. 信仰を理由にした法律の義務の拒否は、特定の法律に規定されていない限り許可されない
	7 4-1条. 宗教指導者として認定されるには、宗教的中等教育または宗教的高等教育を受けなければならない（2項）
	8 21条. 宗教的儀式は市民が実施する。国外で宗教教育を受けた市民は宗務局により許可される場合もある
	9 宗教的儀礼は礼拝所、聖廟や墓、宗教組織の事務所、家屋で実施される
	10 礼拝や宗教的施設外での公共の場所における衣服装飾類を除いた宗教的スローガンの誇示は禁止される
	11 22条. 宗教刊行物の販売は、許可を得た専門販売店を通じてのみ行われる。輸出入も行政当局の許可が必要である

¹⁰ アゼルバイジャン国旗の三日月と星のモチーフや緑色はイスラームの象徴とされているが、憲法のみならず他の法律でも国旗のモチーフや色についてなんら説明はない。

諸宗教の平等 (C)	1 4条. 信仰に関係なく法と裁判所の前では平等である。公的文書における宗教的所属の表示は本人の同意を必要とする 2 5条. 全ての宗教と宗教組織は法の下で平等であり、いかなる優遇も制限もしない
宗教組織の権利と義務 (D)	※上記の6条 (A-5～7) も該当 1 4-1条. 宗教指導者の宗教的な称号は、宗教センターによってのみ与えられる (4項) 2 5条. 宗教組織は公的生活に参加する権利及びメディア使用の権利を有する 3 宗教組織は国の法律を遵守する義務がある 4 6-1条. 国外の宗教的な場所への組織的な訪問は宗教センターによって実施される 5 7条. 宗教組織は宗教集団と宗教センターに分類され、宗教センターが宗教組織を代表する (1項) 6 9条. 宗教センターは礼拝所、聖廟、宗教教育機関を設置し、国内および海外に支部を設置することができる 7 9-1条. 宗教センターを除く、宗教組織は登録された住所以外で活動できない (2～3項) 8 宗教組織の名称を変更する場合には宗教センターに7日以内に通知する (4項) 9 12条. 全ての宗教組織は、国によって登録され、宗教指導者が任命された後により登録住所で活動できる 10 12-1条. 宗教組織は要件を満たせば解散される。過激主義に従事する宗教組織は禁止される 11 16条. 国有の宗教施設や財産は無償で宗教組織に譲渡することができる 12 18条. 宗教組織は財産の所有権を有する。国または地方政府によって財政支援される場合がある 13 26条. 労働法の規定は、宗教組織の市民にも適用される
イスラーム組織の権利と義務 (E)	1 7条. 国内で活動するイスラーム組織は宗務局に活動報告書を提出しなければならない 2 8条. 国内のイスラーム組織は宗務局に帰属し、他の宗教組織は国内外の宗教センターに帰属する イスラーム組織の宗教施設の指導者は、宗務局が任命、当局の通知を受けて5年ごとに認定される 3 9条. アゼルバイジャンのイスラーム組織は歴史的な中心地である宗務局に結びついている
宗教の役割 (F)	※上記の6条 (A5～7)、6-1条 (D-4)、9条 (D-6) も該当 1 4-1条. 宗教教育、信者のニーズ対応、宗教普及、儀式実施、説教、組織の管理が専門的な宗教活動である (1項) 2 5条. 宗教組織はマネーロンダリングやテロへの資金供与を防ぐために措置を講じる必要がある 3 6-1条. 大規模な宗教儀式 (葬式、結婚式、イフタル、マウリド、追悼式を除く) は礼拝所や聖廟で行う (1項) 4 19条. 宗教組織は出版社、建設企業、孤児院、寄宿学校、病院などを法人として設立することができる 5 21条. 軍での宗教活動は許可を得て実施する。医療・社会福祉施設、寮、刑務所は宗教指導者を招待し儀礼を行う 6 23条. 宗教組織は直接または財団を通じて慈善活動や文化教育活動を実施する 7 24条. 宗教組織は国際的な宗教行事や宗教的儀礼、巡礼に参加することができる 8 海外の宗教教育機関への派遣や学生・教員・専門家との交流は行政当局と協力して、宗教センターが実施する 9 29条. 宗教センターはモスクや聖廟の建設に意見を国に提出することができる 10 宗教教育カリキュラム承認や教育への意見を国に提出し、国が行う神学的な検査に宗教組織の代表者は参加する

(1) 政教関係に関する規定

政教関係に関する表3のA群を見ると、国家と宗教組織の相互介入禁止と宗教教育の2点から規定されている。国家と宗教組織の相互介入禁止については、A-1・3から宗教指導者や組織による政党活動が制限され、国の役職につく場合は宗教指導者の地位を失うことが示されている。A-2から国家による宗教組織への介入の禁止も規定されているが、宗教による国家への介入禁止の方が強いといえる。

教育に関しては、A-4～7から国の教育制度が世俗的であり、宗教教育機関は後述する宗教センターのみが設立でき、各宗教の聖典を学ぶ場合にも許可が必要であるといえる。このことから、宗教教育機関を国の教育制度に組み込むだけでなく、民間レベルの宗教教育も国の管理下におこうとしていることが現れている。

(2) 信教の自由と諸宗教の平等に関する規定

信教の自由および諸宗教の平等に関する表3のB・C群を見ると、少ない信教の自由と諸宗教の平等に関する規定と多くの信仰の自由を行使する限界の規定から構成されている。信教の自由に関しては、B-1で信教の自由が保障されている。ただ、B-7とB-9の規定から信教の自由を行使する人が宗教教育を受けた者で、場所は宗教施設のみと明確に規定されている。B-2～6から、他者の人権を侵害する、過激主義による行動、宗教の強制する行為は禁じられている。重要なのは、B-3、B-8、

B-11 の規定である。B-3 は外国人の宗教活動を原則的に禁止され、B-8 では海外で宗教教育を受け
た市民の宗教活動も制限され、B-11 は宗教的刊行物の所持から販売に至るまで国家による規制がか
かっていることを意味する。これらの規定から、「信教の自由法」は信教の自由を保障しつつも、人、
場所、宗教的刊行物から大幅に制限がされているといえる。

諸宗教の平等に関しては、C の規定から各信仰の法の下での平等が明言され、その具体例として公
的文書における宗教的帰属の表示や国家による各宗教組織の取り扱いが規定される。しかし、次項
の宗教組織に関する規定から各宗教が全て同じ取り扱いを受けているわけではないことが判明す
る。

(3) 宗教組織に関する規定

宗教組織に関して、表 3 の宗教組織一般について定めた D 群とイスラーム組織のみに関する E 群
から構成されている。具体的には、①宗教組織の定義、②宗教組織の権利、③宗教組織の登録や解
散、④宗教組織の財産や労働に関する規定に分類できる。

宗教組織の定義については、D-5 から宗教組織とは「宗教集団」（同じ地区の 50 人以上の市民に
よって結成）と「宗教センター」（国内の宗教集団の代表）の二つに分かれる。さらに E-1 ～ 3 の規
定から宗教管理上はイスラーム組織と他宗教の宗教組織に分類されることがわかる。これらの規定
から、宗教組織は規模の大きさ、どの宗教に属しているかによって、法律上は 4 つのパターンに分
類されることを示している。

こうした宗教組織がもつ権利については、D-1 ～ 3、4、6 ～ 8 と E-1 ～ 3 によって規定されてい
る。具体的に見ていくと、宗教組織の権利について、宗教センターとそれ以外の宗教組織では、宗
教施設の設置、海外での活動、宗教的称号の付与、登録住所外での活動の権利に差異があり、宗教
センターに大きな権利が与えられていることが分かる。さらに、E-1 ～ 3 の規定から、全てのイス
ラーム組織は宗務局に帰属・管理され、宗務局がイスラームの代表であることが分かる。これらの
規定から 4 つのパターンに分類された宗教組織はそれぞれが持つ権利が違ってくるが示されている。

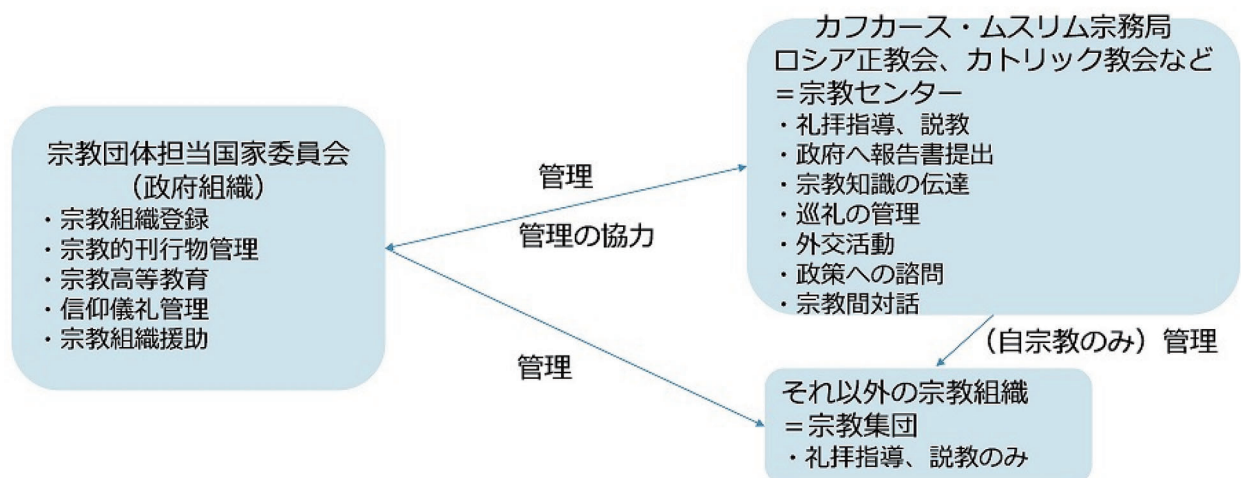


図 1 アゼルバイジャンにおける政府組織・宗教組織の関係図

出所：筆者作成

宗教組織の登録と解散については、D-9～10によって規定されている。この規定から、宗教組織や宗教指導者は国家によって登録されなければ活動できないことが大前提であるといえる。その上で具体的な登録方法として、宗教団体担当国家委員会に書類¹¹を提出し、30日以内に判断が下るとされている。解散については、一定の事由に該当する場合¹²「委員会」や「裁判所」によって解散されるとしている。

宗教組織の財産や労働についてはD-11～13が規定する。これらの規定によれば、宗教組織の財産権を認めつつ、国家による宗教組織への財政的な援助も認められている。このことから、国家による宗教組織への援助は政教分離に違反するものではないことが分かる。また、労働に関しても、宗教組織の占有事項ではなく、国家の法律によって規制される。

(4) 宗教の役割に関する規定

宗教の役割については、宗教組織の役割という形ではあるが、主に表3のF群の規定から構成されている。F群の規定を見ていくと、主要な役割として①宗教組織が一般的に行う宗教活動（F-1、F-3、A5～7、D-4）、②特殊な場所での宗教活動（F-5）、③海外での宗教活動や交流（F-7、F-8、D-6）、④国の宗教行政への協力（F-9、F-10¹³）、⑤慈善・文化活動（F-4、F-6）、⑥テロや犯罪の防止（F-2）などに宗教の組織の役割を整理することができる。これらの規定から、アゼルバイジャンにおいて宗教組織は一般的な宗教活動以外にも幅広い活動が求められていることが分かる。

(5) 信教の自由法から見る政教関係

以上、信教の自由法について重要な条項を概観した。この信教の自由法から政教分離規定を見ていくと、A～E群の規定によれば国家の非宗教性および国家の中立性はいずれも存在はしているといえるだろう。しかし、国家の非宗教性に関しては、国家が宗教に介入されないための規定は多く具体性があるが、国家の中立性は規定が少ない上に抽象的であり、国家による支援は国家の中立性に反しない。その上、宗教組織は規模やどの宗教に属しているかによって権利や義務が大きく異なる。このことから、「信教の自由法」は国家の非宗教性が強く・国家の中立性が弱いことを示している。つまり、宗教による国家への関与はほとんど拒否され、逆に国家による宗教への独断的な介入は許されるのである。

宗教の公共性については、F群の規定から宗教の役割が単なる宗教活動に留まらず、多くの分野で認められている。しかし、信教の自由法は宗教組織が担うべき役割を提示するが、どこで担うべきか示していない。B-10の「公共の場所」、D-2の「公的生活に参加する権利」という条文も具体的な場所に関する定義は明らかにしていない。

¹¹ 信教の自由法 12 条によればメンバーの情報、規則、活動方法、創設者のリスト、家族構成・結婚の有無・教育への態度・志向、メンバーの権利や責任を含む書類である。

¹² 信教の自由法 12-1 条によれば宗教儀式を強制する、公序良俗に違反した活動を行う、過激な宗教活動を行う、テロに参加する、世俗教育への妨害を行った場合などとされる。

¹³ これは信教の自由法 22 条の宗教的刊行物の所持、流通、輸出入の許可を出すために行われる「宗教的刊行物に対する神学面からの検閲制度」を指している。

3. 宗教的過激主義対策法

宗教的過激主義対策法は、2015 年宗教的過激主義を取り締まるために制定された全 3 章 15 条の法律である。宗教的過激主義の定義や具体的対策を規定している。以後、Dini Ekstremizmə Qarşı Mübarizə Haqqında（2021）から宗教関連条項を抜粋して、分類した表 4 を参照しつつ、政教分離と宗教の公共性を検討する。

表 4 宗教的過激主義対策法における宗教関連条項の性格

宗教的過激主義の定義 (A)	1 1 条 . 宗教的過激主義とは、宗教的敵意、宗教的急進主義、宗教的狂信に基づく以下の行為を指す憲法に基づいた諸制度の破壊（世俗的な制度の破壊・領土分割）・違法な武装組織への参加や結成、テロや武力紛争への参加 宗教的憎悪を煽る活動、特定の信仰への強制、宗教的過激な資料の所有や配布、宗教的過激主義者への資金提供 2 宗教的急進主義は、極端な宗教的見解を妥協なく遵守し、普及に攻撃的な手段をもちいるものを指す（0 項の 2）
法律の目的 (B)	1 3 条 . アゼルバイジャン共和国における宗教的過激主義との戦いは以下の目的によって実施されている 憲法に基づいた諸制度の保全、領土や安全保障の確保、市民の権利と自由の保護、宗教的過激主義による被害の最小化 宗教的過激主義の原因の特定と排除し、過激主義の検出と出現を防止する
過激主義への取り締まり (C)	1 6 条 . 宗教的過激主義との戦いのために、関連する行政当局は特殊作戦を実施する 2 7 条 . 特殊作戦を行う者は次の権利を有する。特殊作戦地域の設定（1 項）、作戦地域内の移動や施設入場制限（以下全て 2 項） 移動や公共の場所での滞在禁止、所持品検査の実施、身分証明書の確認、建築物・土地・車への捜査・解体・移動 作戦地域内での通信の傍受・切断・停止、宗教的過激主義者の無力化、作戦のための住民避難、執行妨害者の逮捕 3 8 条 . 作戦に参加するものは宗教的過激主義者への生命、健康、財産の権利の侵害を認められ、侵害への責任を負わない

宗教的過激主義対策法は主に表 4 の A ～ C 群の規定から構成されているが、内容は宗教的過激主義の定義、なぜ宗教的過激主義を取り締まるのか（＝法律制定の目的）、具体的な宗教的過激主義への対策の三つに分類することができる。

宗教的過激主義については、A 群の規定を纏めると法律そのものが宗教的な見解を理由に攻撃的な手段を用いるものと定義している。そこにはテロなどだけでなく、信仰の強制や宗教的刊行物の配布という直接的に攻撃にならないものも含まれている。

なぜ宗教的過激主義を取り締まるのかについては B 群の規定から、安全保障の確保、人々の権利の保護、宗教的過激主義の原因の特定と排除に纏めることができるだろう。すなわち、社会秩序の維持と人権を保障するためには宗教的過激主義の取り締まりをすると示しているのである。

実際の取り締まりについては、C 群の規定から移動の禁止などから具体的な捜査や逮捕まで多様な方法が示されている。より重要なのは宗教的過激主義者の生命、健康、財産といった権利が取り締まりによって保障されないことである。

以上宗教的過激主義対策法の規定は、国家—宗教関係という観点に立てば、国家の領域に宗教を介入させないための具体的な対策・予防策という意味をもつ。しかし、より重要なのは国家による宗教管理による人権の侵害とも見なされかねない強権的な取り締まりを、社会秩序の維持と市民の人権の保障を理由に正当化していることである。

IV. その他法令

本章では、国家と宗教の関係、信教の自由、諸宗教の平等、宗教の役割について示した法律、大統領令、政令、条約から宗教関連条項を抜粋して、分類した表5、表6を参照しつつ、政教分離と宗教の公共性を検討する。

表5 その他法令および大統領令における宗教関連条項の性格

国家と宗教の関係 (A)	1 政党法. 憲法に基づいた諸制度の破壊—中略—宗教的憎悪の扇動を目的とした政党の設立・活動は禁止される (4条)
	2 宗教指導者は政党のメンバーになれない (8条)。政党は宗教組織からの資金提供は受けてはならない (17条2項の8)
	3 選挙法. 選挙中宗教的憎悪を煽る扇動は禁止される (88条2項)
	4 政党・選挙の候補者・国民投票への宗教組織による寄付は禁止される (90条2項)
	5 宗教活動に従事している宗教指導者は地方議会の議員になることはできない (14条2項の4)
信教の自由 (B)	1 兵役法. 軍人には良心の自由があり、公序良俗や道徳に反せず、公務遂行を妨げない限り宗教儀礼を実施できる (154条)
	2 教育法. 国内の教育機関の学生の制服は国立の場合「一般教育法」、それ以外は各教育機関の憲章により定まる (14条10項)
	3 聖典学習課程活動監視規則 (詳細は2節1項で)
諸宗教の平等 (C)	1 市民権法. 市民の権利は信仰に関係なく等しい (3条)、市民権は信仰に関係なく付与される (14条)
	2 宗教的過激主義運動への参加により市民権の申請は拒否される (14条)
	3 宗教的過激主義運動への参加により市民権は剥奪される (18条3項の2)
宗教の公的な役割 (E) 1 宗教組織への財政援助に関する大統領令 (詳細は2節2項で)	

表6 条約における宗教関連条項の性格

宗教組織の権利 (A)	トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書	
	1	トルコの人々はアゼルバイジャンで宗教教育、宗教指導などの分野で働くことができる (2条)
	2	アゼルバイジャンの宗教指導者育成のためのカリキュラム策定やセミナーを開催できる (3条)
	3	トルコによって建設されたモスクではトルコから宗教指導者を派遣する (4条)
	4	両国は宗教教育の分野、宗教指導者の養成において協力する (5～6条)
	5	アゼルバイジャンの大学生は、トルコの神学部で短期の宗教教育カリキュラムを受けることができる (7条)
	6	アゼルバイジャンの要請により、ラマダン期間にトルコは宗教指導者を派遣する (10条)
	7	メッカ巡礼やツーリズムで協力する (12条)。イスラームの精神に反する刊行物の拡散防止に協力する (13条)
	カトリック教会法的地位協定	
	8	カトリック教会は自身の規則に従って組織し、宗教的権威の範囲内で活動することができる (1条)
	9	アゼルバイジャン共和国は、カトリック教会の法人格および協会のすべての組織を認め登録する (2条)
	10	カトリック教会はマスメディア使用の権利を有する (4条)
宗教組織の権利の限界 (B)	11	教皇庁は聖職者を自由に任命するが、外務省を通じて大統領に人事を通知する (5条)
	12	カトリック教会への労働許可は、教会の管轄の下で本協定に従って与えられる (6条)
	トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書	
	1	トルコ共和国からの職員の派遣は委員会の同意を得て行う (2条)
	2	トルコによって建設されたモスクに従事するトルコの宗教指導者は国の登録をしなければならない (4条)
	3	宗教教育分野における教育は、委員会の監督の下で行われる (5条)
	4	トルコの協力を得て建設されたモスク等の問題はアゼルバイジャンの法律に従って解決される (11条)
	5	トルコから派遣された宗教的人物はアゼルバイジャンの法律に従わなければならない (14条)
カトリック教会法的地位協定 該当項目なし		

1. その他法律

(1) 政党法 (Siyasi Partiyalar Haqqında, 2021)

「政党法」は1992年に政党について定めた法律である。この法律は、宗教指導者や宗教組織と政党の関係について規定しており、国家と宗教の関係から重要である。表5のA-1～2を見ると、宗

教指導者や宗教組織が政党に関わることや宗教政党¹⁴の設立が禁止されており、宗教による政治への介入を厳しくさせている。

(2) 選挙法 (Azərbaycan Respublikasının Seçki Məcəlləsi, 2021)

「選挙法」は2003年に制定され選挙総則、大統領選挙、議会選挙、国民投票、地方選挙について定めた法律である。この法律は、宗教指導者や宗教組織と選挙の関係を規定しており、国家と宗教の関係から重要である。表5のA-3～5を見ると、政治活動への献金や地方政治への参加が禁止されている。このことから、選挙法もまた宗教組織による政治への介入を厳しくさせているといえるだろう。

(3) 兵役法 (Hərbi Xidmətkeçmə Haqqında, 2021)

「兵役法」は、兵役の手順を詳細に定めた法律で1997年に制定されたものである。この法律は憲法上認められた良心的兵役拒否の観点から重要である。表5のB-1が該当する規定であり、一般的な軍における信教の自由は保障されつつも、良心的兵役拒否の規定が存在しておらず、憲法の規定が具体化していないことが分かる。

(4) 市民権法 (Azərbaycan Respublikasının Vətəndaşlığı Haqqında, 2021)

「市民権法」は1998年に市民権の獲得・喪失について定めたものである。この法律は市民権と宗教の所属に関して規定した重要なものである。表5のC-1～3が該当する規定であり、市民権の付与に信仰は関係ないとしつつも、宗教的過激主義に参加した場合は市民権の付与が拒否され、市民権が剥奪される。このことから、市民権という基本的な権利が宗教活動によって左右されることを示している。

(5) 教育法 (Təhsil haqqında, 2021)

「教育法」は2009年に教育に関する義務や権利を定めた法律である。この法律は次章で述べる公立学校におけるヒジャーブ着用禁止の根拠となっており、国家と宗教の関係や信教の自由の観点から重要である。該当する規定は、表5のC-2であり、国公立学校において制服は法律または学校の憲章によって決まるとされている。条文上はヒジャーブを含めた宗教的な属性に関しては何も言及されていない。

2. その他省令、大統領令

(1) 聖典学習課程活動監視規則 (Müqəddəs Kitabları Öyrənmə Kurslarının Fəaliyyətinə Nəzarət Qaydaları, 2021)

「聖典学習課程活動監視規則」は、2011年に民間の聖典の研究や教育の規則を定めた全3章3条の委員会省令である。各宗教の聖典に関する研究や教育を認めたとえ、委員会がそれを管理することを目的としている。この規則は各宗教の聖典を用いた教育を制限しているという点で、信教の自

¹⁴ これまで、宗教政党としてはアゼルバイジャン・イスラーム党 (Azərbaycan İslam Partiyası) が1995年に裁判所によって解散させられている。

由や諸宗教の平等に関わるものである。

この規則の規定をまとめると、「①聖典を用いた教育には書類（宗教組織の名称・登録住所・参加者のリスト・身分証明書）を委員会へ提出し許可を求める（1条3項）、②聖典はクルアーン、新約聖書、旧約聖書などに限られる（1条7項）、③外国人や無国籍者による教育は禁止される（1条7項）、④イスラームでは国内で宗教教育を受けた市民がアゼルバイジャン語で教育し、それ以外の宗教は国内外で宗教教育を受けた市民が教育する（1条5項）、⑤聖典を用いた教育は1日2時間に限る（1条8～9項）、⑥定期的な監視として、委員会へカリキュラムの通知（1条6項）や活動を報告する（1条15項）、1年に1度委員会により活動が検査される（2条1項）」になる。

これらの規定から、聖典学習課程活動監視規則は、民間レベルの宗教教育を国家によって管理し、限られた宗教組織や宗教指導者により宗教教育を認めるものであり、諸宗教の平等や信教の自由の保障は重視していないものといえるだろう。

(2) 宗教組織への財政援助に関する大統領令 (Azərbaycanda Dini Qurumlara Maliyyə Yardımı Göstərilməsi Haqqında, 2021)

「宗教組織への財政援助に関する大統領令」は、2016年から現在まで1年に1回国内の宗教組織に関する財政支援を行うためのものである。この大統領令は宗教組織に支援を行うという点から、国家と宗教の関係や諸宗教の平等に関係するものである。大統領令（2020年）の前文を見ると以下のよう述べられる。

「アゼルバイジャンの文化的多様性と高度な寛容の環境は、何世紀にもわたって異なる人々と宗教が共存していることの顕著な例である。社会における相互の精神的豊かさの確固たる基盤であり、独立国家をさらに強化するために、民族のおよび宗教的多様性を維持する重要性を踏まえて、憲法第109条第32項¹⁵に基づいて既存の宗教・宗派への支援を決定した」(Azərbaycanda Dini Qurumlara Maliyyə Yardımı Göstərilməsi Haqqında, 2021)

前文は、アゼルバイジャンの多文化主義的な環境を示し、それが国家にとって重要な意味をもつからこそ既存の宗教・宗派への支援を宣言している。重要なのは、アゼルバイジャンの歴史と既存の宗教組織との繋がりにより事実上伝統的宗教という枠組みを用意し、伝統的な宗教組織に民族・宗教共存の役割をも担わせていることである。この大統領令ではどの宗教組織にどれだけの額を支援するかという条文もあるが、それは具体的な運用ということになるため、次章で論じる。

3. 条約

(1) トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書 (Azərbaycan Respublikasının Dini Qurumlarla İş üzrə Dövlət Komitəsi ilə Türkiyə Respublikasının Diyanət İşləri Başkanlığı Arasında Dini Təhsil Sahəsində Əməkdaşlıq Haqqında Protokol, 2021)

トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書は2003年に、アゼルバイジャンの宗教団体担当国家

¹⁵ 憲法109条は大統領の権限を示した条文であり、32項では「大統領は議会及び司法機関の権限が及ばない他の問題を解決する」と規定されている。

委員会とトルコの宗教行政を担う宗務庁との間で結ばれた宗教教育や交流に関する全19条の条約である。アゼルバイジャンとトルコの人々に存在する共通の言語、歴史、文化、社会、宗教のつながりを発展させることが目的とされている。この条約はこれまで見てきた国家と宗教の関係や信教の自由について例外的な規則が多く含まれていることから重要である。

該当する規定は、表6のA-1～7、B-1～5である。これらをまとめると①トルコによる宗教指導者等の派遣、②宗教教育に関するプログラムの策定、③トルコへの宗教教育、④その他巡礼や宗教的刊行物の管理に関する協力および限界を示している。議定書の規定から、トルコの宗務庁やトルコで教育を受けた人々は、外国人や海外で宗教教育を受けた宗教指導者として宗教活動が制限されないのである。しかし、B-1～5の規定から、トルコも無制限に宗教活動ができるわけではなく、一定の監督を受ける。

(2) カトリック教会法的地位協定（Azərbaycan Respublikasının və Müqəddəs Təxt-tac arasında Katolik kilsəsinin Azərbaycan Respublikasında hüquqi statusu haqqında, 2021）

カトリック教会法的地位協定は、2011年にローマ教皇庁とアゼルバイジャンの間で結ばれたアゼルバイジャン国内のカトリック教会の地位を定めた全8条の条約である。カトリック教会との関係を発展させるために、アゼルバイジャンでのカトリック教会に関する法的な規制を設けることが目的とされている。この法律はトルコとの宗教教育分野に関する協力議定書以上に、国家と宗教の関係や信教の自由について例外的な規則が多く含まれていることからより重要な意味を持つ。

該当する規定は、表6のA-8～12であるが、これらをまとめると、①カトリック教会の教会法による運営を許可し、②聖職者の人事や労働規定も教会内部で自由に行い、③メディアの使用や法人格の認可もされ、④外交上同格に扱われている。これらの規定は、カトリック教会が国家による宗教管理をほぼ受けず、自由に宗教活動を行える例外的な存在であることを示している。アゼルバイジャンとカトリック教会の関係はコンコルダート¹⁶によって結ばれた例外的なものなのである。

V. 法規則の運用——国家の非宗教性、国家の中立性、宗教の公的な役割をめぐる事例

本章では法規則がどのように運用されているのかを国家の非宗教性と中立性、宗教の公的な役割の三つの観点から、具体的な事件や宗教組織の動向を通し検討していく。

1. 国家の非宗教性を巡る運用

(1) 公立学校における女子学生ヒジャーブ¹⁷着用禁止事件

本節では信教の自由や国家と宗教の分離といった国家の非宗教性に関わる事例として、2011年の公立学校における女子学生のヒジャーブ着用禁止事件を取り上げる。

この事件は、2011年12月当時の教育大臣マラダノフが、教育法14条の規定によりヒジャーブは公立学校の制服に含まれないとして、国内の公立学校に女子学生のヒジャーブ着用の禁止を通達し

¹⁶ ヨーロッパ諸国で見られるローマ教皇と国家の間に国際法の形式に準じて結ばれるその国とカトリック教会の関係を調節する条約を指す。

¹⁷ 女性の身体を覆う被り物を指す言葉は多様であるが、アゼルバイジャンでは被り物の総称としてヒジャーブと呼称することも多いため、本稿でもそれに従う。

たこと¹⁸に始まる (Geybullayeva, 2011)。これに対して、ヒジャーブの着用禁止に反対した女子学生、親、イスラーム主義運動が各地で抗議活動を行った。しかし、抗議活動は解散させられ、抗議参加者の逮捕や各学校でヒジャーブを着用する女子学生の排除が進められた。この通達の影響を受け、近年では個別の国立大学や報道機関でのヒジャーブの着用禁止が実施されている (Bashirov, 2020: 360)。

(2) 公立学校における女子学生ヒジャーブ着用禁止の論理と国家の非宗教性

ヒジャーブの着用に関係するのは、信教の自由法 21 条 (表 3 の B-10) と教育法 14 条 10 項 (表 5 の C-2) であるが、前者は公共の場所における宗教的な衣服装飾類は禁止されず、後者は国公立学校の学生の制服は法律または各学校の憲章が定めているにすぎない。両法律の条文上からヒジャーブの着用を禁止する規定は見当たらない。

このような法律上の規定を踏まえて、なぜ国公立学校でヒジャーブ着用が禁止されるのかを、この事件に言及した教育大臣、政府職員、政治家などの発言をまとめると次のようになる。①教育法 14 条の規定から学校では制服の着用が義務であり、ヒジャーブは制服ではない (教育大臣発言)、②ヒジャーブ着用は世俗主義の原則に反する (大統領府職員発言)、③学生のヒジャーブ着用は親による子供への強制であり人権侵害である (教育省職員発言)、④ヒジャーブの着用はイスラーム主義の現れでありテロに繋がる (元イラン駐在アゼルバイジャン大使発言)、⑤ヒジャーブの着用はアラブやイランから持ち込まれた文化でありアゼルバイジャン的なイスラームになじまない (教育大臣発言) (Bashirov, 2020: 360-369; Farhadova, 2010; Geybullayeva, 2011)。

これらの根拠は①法律上の規定、②国家と宗教の分離を意味する「世俗主義」の問題、③他者の自由を奪う「人権」の問題、④イスラームの政治化が外国の宗教勢力によって扇動されたテロに繋がるとする「安全保障」の問題、⑤が人々にとって望ましい宗教が乱されるという「国民統合」の問題である。

これらの根拠は①を除けば、法の規定には現れておらず、法律の拡大解釈的な運用が行われているといえる。しかし、②～⑤の根拠の存在は「世俗主義」、「人権」、「安全保障」、「国民統合」のキーワードから、国家による強権的な宗教管理を正当化し、宗教に介入できることを示している。アゼルバイジャンにおける国家の非宗教性はこのような根拠の正当化によって支えられているのである。

2. 国家の中立性を巡る運用

(1) 宗教組織への財政援助に関する大統領令の運用

本節では国家の中立性という観点から、国家が各宗教をどのように取り扱っているかという事例として「宗教組織への財政援助に関する大統領令」の運用を取り上げる。

「宗教組織への財政援助に関する大統領令」は、IV 章で見たようにアゼルバイジャンの多文化主義的な環境を維持するために、宗教組織に毎年 1 回財政援助をするものである。2020 年の財政援助を例にとって見てみると次の以下ようになる¹⁹ (Azərbaycanda Dini Qurumlara Maliyyə Yardımı Göstərilməsi Haqqında, 2021)。

¹⁸ もっとも、大学レベルでは 2000 年代より個別に学校憲章でヒジャーブの着用を禁止する事例は既に見られていた (Bashirov, 2020: 360)。

¹⁹ 1 マナト = 66 円程度である (2021 年 10 月現在)。

カフカース・ムスリム宗務局（200 万マナト）
ロシア正教会バクー・アゼルバイジャン主教区（35 万マナト）
山岳ユダヤ共同体（35 万マナト）
ヨーロッパユダヤ共同体（15 万マナト）
カトリック教会使徒座知牧区（15 万マナト）
アルバニア・ウディ教会（15 万マナト）
その他非イスラーム宗教組織（10 万マナト）

この財政援助額を見ると、イスラーム、ロシア教会、ユダヤ教、カトリック、アルバニア教会が主要な財政援助先となっており、これらの組織は伝統的な宗教組織と認定されているといえる。しかし、19 世紀以前に存在する「ジョージア正教会」に直接の援助がない、宗務局以外のイスラーム組織に援助がない、援助額が信徒の数や活動範囲と比例しないなど、大統領令の「伝統的な宗教組織」の基準に恣意性が見受けられる。

憲法 18 条 1 項と 25 条 3 項（表 2 の D-1 ～ 2）、信教の自由法 5 条（表 3 の C-2）などは諸宗教が平等であるとしている。もちろん、信教の自由法 18 条（表 3 の D-12）によれば、国家が財政支援を行うこと自体は国家の中立性に違反するものではない。しかし、国家との親密な組織のみが援助を受けている現状は、諸宗教の平等が保障されているとはいえない。つまり、アゼルバイジャンにおける国家の中立性とは、政府と親密な一部の伝統的な宗教組織にのみ弱く保障されているにすぎないのである。

3. 宗教の公的な役割を巡る運用

本節では、宗教の公共性の観点から、各宗教組織の公的な活動がどのように行われているかを検討する。

(1) 宗教が公的な役割を果たす事例

宗教組織が公共的役割を果たしている事例として、①官製 NPO である「道徳的価値普及財団」、②カフカース・ムスリム宗務局・ロシア正教会などの国内で伝統的とされている宗教組織、③トルコ政府管轄下の宗教組織や財団が挙げられる。

①は 2017 年に政府によって宗教団体担当国家委員会下に設置された官製 NPO であり、宗教や道徳的価値の保護と発展や宗教の自由の促進などを目的に、国家の支援を提供してきた。2021 年現在までの財団の活動をウェブサイトからまとめると、1. ナゴルノ・カラバフ紛争被害者の救済活動、2. 退役軍人や低所得者への支援、3. ナゴルノ・カラバフ紛争や新型コロナウイルスの被害者支援や支援のための宗教指導者からの寄付調達、4. 道徳や宗教に関するコンテストの開催、5. 毎年夏冬に国内外の学生を集めたアゼルバイジャンの文化を学ぶ短期スクールの開催、6. 宗教や世俗主義などに関する出版、7. 宗教指導者への毎月の給付金などである（Mənəvi Dəyərlərin Təbliği Fondu, 2021）。

②は伝統的かつ国家に近い関係を持つ宗教組織群である。ここでは、イスラームの事例としてカフカース・ムスリム宗務局を見ていく。宗務局が行ってきた活動をウェブサイトからまとめると、1. 礼拝の指導・説教・巡礼の管理、2. 宗教組織や宗教指導者の登録や活動報告のまとめ、3. ファトワーなど宗教的啓蒙の実施、4. 宗教中等教育に相当するイスラーム・カレッジの運営、5. 国立の高等宗

教教育機関である「神学学院」の理事²⁰として運営に参画、6. ロシア正教会やユダヤ教組織との宗教間対話の実施、7. 国内外の政治指導者や宗教指導者との対話などである (Qafqaz Müsəlmanları İdarəsi, 2021)。

③はトルコの宗務庁および親トルコ政府系の財団で行われているものである。ここでは親政府系財団の事例として、1997年にバクーに設置され、青少年やその家族の支援を行ってきた「アゼルバイジャン共和国青年支援財団」を見ていく。財団の活動をウェブサイトからまとめると、1. ナゴルノ・カラバフ紛争関係者への支援（クルバン・バイラム時の肉の配布、紛争被害家族への学用品提供など）、2. モスク建設の援助、3. アラビア語などの学習コースの提供である (Azərbaycan Respublikası Gəncliyə Yardım Fondu, 2021)。

以上3パターンの宗教組織の公的な役割は、信教の自由法で定められた宗教の公的な役割（表3のF群の規定）、あるいはトルコとの宗教教育分野に関する協力議定書（表6のA-1～7）に沿って活動が行われている。これらの三組織は単なる信仰儀礼の実施や宗教的啓蒙に留まらず、宗教指導者への財政援助や宗教共存や慈善・文化活動など幅広い公共的な活動を、政府の保証の下で担っているといえるだろう。

(2) 宗教が公的な役割を阻害される事例

(1) で見てきたような公的役割を担えるにもかかわらず、排除されている場合もある。排除される宗教組織として、①トルコとローマ教皇庁を除く国外の宗教組織、②宗務局の管理にない国内のイスラーム組織、③その他非イスラーム組織の三つが挙げられる。

①は、トルコ（非政府系）・チェチェン・アラブ諸国・イランからの国外のイスラーム組織が代表的な事例である。これらの国外のイスラーム組織は1990～2000年代にかけてアゼルバイジャンに進出し、モスクの建設や修復、信仰儀礼の実践、イスラーム教育（アラビア語聖書の配布、宗教教育機関の設置、国外への留学斡旋）を実施してきた (Goyushov and Rovshanoglu, 2018)。しかし、多くの宗教組織は2000年代までに宗教的過激主義を促進するものとして取締りを受けて消滅し、国外の宗教組織によるアゼルバイジャンでの活動は難しいものとなっている。

②は、宗務局の管理を受けずに活動している（＝宗教組織登録がない）イスラーム組織である。これらの組織は単に信仰実践を担うのみならず、イスラーム教育やイスラーム知識の啓蒙、薬物や飲酒の防止、孤児救済、献血などの慈善・文化活動、公立学校における女子学生のヒジャーブ禁止事件に対して抗議運動に参加するなどの政府への申し立ても担ってきた (De Cordier, 2014: 140-146)。しかし、これらの組織は指導者や組織メンバーの逮捕によって事実上公的な役割を担えない状態である。

③はジョージア正教会などキリスト教系の宗教組織が代表的な事例である。これらの宗教組織の多くは登録されているが、国家と密接にかかわる分野で公的な役割を担えるわけではない。さらに、宗教実践に関わる役割を担うことも困難になっている。例えば、ジョージア正教会では2015年に司祭が入国拒否されたことによりクリスマス礼拝が実施できず (Corley, 2016)、2020年に国境でジョージア語訳聖書が理由なく没収されている (Corley, 2020)。この事例は、国家の非宗教性や中立性が

²⁰ 理事の大半は政府職員だが、宗務局の宗務局副局長、ロシア正教会の大司教、山岳ユダヤ共同体のラビが参加し、国内唯一の宗教高等教育のカリキュラムの策定、活動の認定を行っている。

保障されていないばかりでなく、宗教組織が基本的な役割を担うことすら難しいことを示している。

以上の事例から、アゼルバイジャンにおける宗教組織の公共的な役割を確認した。信教の自由法で定められた宗教の公的な役割（表3のF群の規定）を見る限り、テロ対策など国家と密接な関係をもつ組織でなければ役割を担えないものもある。また、信教の自由法1条・12条（表3のB-3、D-9）を見る限り、登録されていない組織は宗教活動も担えない。しかし、ジョージア正教会など登録されている宗教組織であっても信徒に限った公的な役割すら担えない場合もある。このことは、「伝統的な国内の宗教組織（＝宗務局など）」か「管理の例外（＝トルコなど）」のみが、公的な役割を担えるという歪な構造を示している。

VI. 宗教関連法規則の条文と運用から見るアゼルバイジャンの政教関係

本章ではこれまでの議論を踏まえた上で、アゼルバイジャンにおいて政教分離と宗教の公共性について論じていく。

1. アゼルバイジャンにおける政教分離

まず、国家の非宗教性に関して、アゼルバイジャンでは宗教関連法規則の規定が国家と宗教の分離を中心とした世俗主義を宣言している。条文上は国家による宗教介入の禁止、宗教による国家介入禁止の両方を規定している。しかし、宗教による政治介入は強く禁止される一方で、国家による宗教への介入規定は多く存在する。実際の運用を見ても、国家による介入が極めて重視されていることが分かる。

ここで重要なのは、そのような国家による宗教介入がなぜ許されるのかということである。公立学校における女子学生のヒジャーブ着用禁止事件では「世俗主義」、「人権」、「安全保障」、「国民統合」から正当化していたが、これはこの事件だけの論理ではない。宗教団体担当国家委員会の委員長であるムバリス・グルバンリが政教分離のあり方について「国家的価値観や精神的価値観に必要な不可欠な宗教的価値観は人々の生活に根ざしている。——中略——したがって、国家は国家的価値観や精神的価値観や市民の生活を守るために、注意深く宗教に対処しなければならない」（Qurbanli, 2019: 189）と述べている。宗教行政組織のトップのこの発言は、国家による宗教への介入は人権や国家の秩序維持を理由として必要な措置であることを示している。こうした理由によって正当化することで、法律の明文上の規定はなくても介入することがアゼルバイジャンにおける非宗教性の現れ方といえよう。

国家の中立性を見ると、宗教関連法規則上では諸宗教の平等が宣言され、宗教間で差別も優遇もないとしている。しかし、諸宗教の平等は法規則上においてですら完全な平等を意味するわけではなく、信教の自由法に基づく登録の有無による活動の自由、宗教センターの特権的な権利、イスラーム組織のみ強固に管理されていること、カトリック教会やトルコの宗務庁への優遇が存在している。

さらに、宗教組織への財政援助に関する大統領令の運用を見ていくと、伝統的かつ宗教共存に貢献しうる宗教組織と国家が認めた場合にのみ財政援助を行っている。このことから、アゼルバイジャンにおいて国家の中立性はほとんど存在せず、国家が認めた「伝統的な宗教」と「それ以外の宗教組織」では違う取り扱いを受けるのである。

すなわち、アゼルバイジャンの政教分離とは国家の非宗教性と中立性を謳いつつも、実際には国

家が宗教へ介入することのみを強調する。そうした政教分離のあり方を「世俗主義」、「人権」、「安全保障」、「国民統合」、「宗教共存」が崩れればアゼルバイジャンは危機的な状態に陥るという論理で正当化することに特徴がある。

2. アゼルバイジャンにおける宗教の公共性

宗教の公共性について、信教の自由法で多種多様な役割が規定されている。法規定及び実際の宗教組織の活動からまとめるならば、①信仰儀礼の実施、②特殊な場所における信仰儀礼の実施や援助、③宗教教育、④慈善活動、⑤文化活動、⑥宗派共存や多文化共生といった民族・国家的文化への貢献、⑦対テロや犯罪対策、⑧国家への神学的な知識からの貢献、⑨国外での活動が宗教の公共的な役割ということができるだろう。しかし、法の規定にもかかわらず、実際の宗教組織の活動を見る限りこれらの公共的な役割を担えるのは、政府と近い関係にある一部の伝統的な宗教組織のみである。アゼルバイジャンの宗教で公共的な役割を担えるのは、国家が認めた宗教組織のみであり、そうではない宗教組織が公共的な役割を担うのは困難である。

もう一点重要な公的領域という概念がどのようなものかという点については、信教の自由法の5条と21条では定義が不明な「公的生活」、「公共の場所」という規定があるのみに見える。しかし、V章で見てきたような宗教組織の活動を見ていくと、公的領域とは具体的な空間（パブリックスペース）を指しているのではなく、国家が管理している領域という抽象的な空間であるといえよう。

すなわち、アゼルバイジャンにおける宗教の公共性とは、国家が管理している領域に、国家が認めた伝統的な宗教組織が、国家の認める範囲内で公共的な役割に従事させることで、民族的な文化・価値としても活用しているものである。

VII. おわりに

以上、アゼルバイジャンにおける政教関係を宗教関連法規則とその運用から検討してきた。ここから、アゼルバイジャンにおける国家にとって望ましい政教関係とは、国家が宗教へ介入することを強調し、国家による宗教への介入の禁止や国家による諸宗教の平等の保障は重視されていないものである。国家は信教の自由や諸宗教の平等を強調するが、実際の運用を見る限り、法規則の明文上の規定がないにもかかわらず規制され、条文の内容が拡大解釈されて過度に制限が反映されている事例が見受けられる。宗教の公共的役割についても、宗教組織は国家の管理の下で民族文化として活用されながら、活動を行っている。

この結論は、アゼルバイジャンにおいて国家が宗教的自由に不寛容であると強調してきた従来の研究を補強しているように見えるかもしれない。確かに、信教の自由や諸宗教の平等が保障されているとは言い難い。しかし、アゼルバイジャンの宗教研究にとって重要なのはこれまで先行研究が示してこなかった国家にとって望ましい政教関係を国家の非宗教性が極めて強調されたものであると提示し、その政教関係を「世俗主義」や「人権」などから正当化し、宗教の公共性がどのように担われているかを明らかにしたことである。現在のアゼルバイジャンで国家による強固な宗教管理が行われているということは簡単だが、なぜそのような宗教管理が実施されているのかという点に目を向けなければ、政教関係の実態を明らかにすることはできないだろう。本稿はそうした政教関係を読み解くための基礎的な議論を提供したものである。

しかし、本稿では一部の法律、宗教行政を担う組織の規則、国内裁判所の判決、宗教関連法規の制定過程、その他の運用に関する事件、欧州人権条約との関係などは未検討のままである。それらの点については、今後の検討課題としたい。

参考文献

《和文》

- 井上まどか（2004）「現代ロシア連邦における政治と宗教：宗教関連の法制化を中心に」島菌進・鶴岡賀雄編『〈宗教〉再考』ぺりかん社, 309-327 頁.
- 岩倉洸（2019）「カフカース・ムスリム宗務局の変容：ポスト・ソビエト時代の公式イスラーム」『宗教と社会』25号, 49-64 頁.
- （2020）「現代アゼルバイジャンの世俗主義とイスラーム：宗教団体担当国家委員会の理念と機能から」『ロシア・東欧研究』48号（2019年版）, 90-102 頁.
- カサノヴァ, ホセ（1997）『近代世界の公共宗教』（津城寛文訳）玉川大学出版部.
- 小泉洋一（2008）「トルコの政教分離に関する憲法学的考察：国家の非宗教性と宗教的中立性の観点から」『甲南法学』48巻4号, 279-345 頁.
- 小杉泰（1986）「現代イスラーム思想における主権と国家：スンニー派・シーア派の政治概念をめぐって」『日本中東学会年報』1巻, 1-33 頁.
- 櫻井義秀編（2020）『アジアの公共宗教：ポスト社会主義国家の政教関係』北海道大学出版会.

《英文》

- Aliyev, Fuad. 2017. "The Role of the Caucasus Muslims Board in the State Building of Post-Soviet Azerbaijan," *Caucasus Analytical Digest*, 97, pp. 3-6.
- Bashirov, Galib. 2020. "The Politics of the Hijab in Post-Soviet Azerbaijan," *Nationalities Papers*, 48(2), pp. 357-372.
- Bedford, Sofie. 2009. "Islamic Activism in Azerbaijan: Repression and Mobilization in a Post-Soviet Context," Ph.D. thesis. Stockholm University.
- Bellah, Robert. 1967. "Civil Religion in America," *Journal of the American Academy of Arts and Sciences*, 96(1), pp. 1-21.
- Curanović, Alicja. 2013. "The Post-Soviet Religious Model: Reflections on Relations between the State and Religious Institutions in the CIS Area," *Religion, State and Society*, 41(3), pp. 330-351.
- De Cordier, Bruno. 2014. "Islamic Social Activism, Globalization and Social Change: A Case Study of Hajji İlgar İbragimoğlu and the Cüma Ehli in Baku, Azerbaijan," *Journal of Muslim Minority Affairs*, 34(2), pp. 134-151.
- Gasimov, Kamal. 2020. "The Bureaucratization of Islam in Azerbaijan: State as the Principal Regulator and Interpreter of Religion," *Central Asian Affairs*, 7(1), pp. 1-37.
- Ismayilov, Murad. 2018. "The Changing Landscape of (Political) Islam in Azerbaijan: Its Contextual Underpinnings and Future Prospects," *Central Asian Affairs*, 5(4), pp. 342-372.
- Raoul, Motika. 2001. "Islam in Post-Soviet Azerbaijan," *Archives de sciences sociales des religions*, 115, pp. 111-124.
- Sattarov, Rufat. 2009. *Islam, State, and Society in Independent Azerbaijan: Between Historical Legacy and Post-Soviet Reality*. Wiesbaden: Reichert Verlag.

《アゼルバイジャン語》

- Qurbanlı, Mübariz. 2019. "Dövlət-Din Münasibətləri və Azərbaycan Modeli," *Din Araşdırmaları Jurnalı*, 2, pp. 179-192.

《公式サイト》

- U.S. Department of State. 2018. "2018 Report on International Religious Freedom: Azerbaijan." <https://www.state.gov/reports/2018-report-on-international-religious-freedom/azerbaijan/> (accessed on 21th October, 2021)
- Azərbaycan Respublikasının Ədliyyə Nazirliyi Hüquqi Aktların Vahid Elektron Bazası (アゼルバイジャン共和国

司法省法規則統一電子データベース) <http://www.e-qanun.az/> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikası Gəncliyə Yardım Fondu (アゼルバイジャン共和国青年支援財団) <http://www.gyf.org.az/>
 (accessed on 21th October, 2021)
 Bakı Beynəlxalq Multikulturalizm Mərkəzi (バクー国際多文化主義センター) <http://multikulturalizm.gov.az/>
 (accessed on 21th October, 2021)
 Qafqaz Müsəlmanları İdarəsi (カフカース・ムスリム宗務局) <http://qafqazislam.com/az/index.php> (accessed on
 21th October, 2021)
 Mənəvi Dəyərlərin Təbliği Fondu (道徳的価値普及財団) <http://mdtf.az/> (accessed on 21th October, 2021)

《オンライン文献》

Corley, Felix. 2016. "Azerbaijan: Four Mosques Remain Closed, Georgian Orthodox still with no Priest," *Forum* 18, 26th January. https://www.forum18.org/archive.php?article_id=2142
 —. 2020. "Azerbaijan: European Court Fines Regime for Religious Censorship," *Forum* 18, 24th February. https://www.forum18.org/archive.php?article_id=2546 (accessed 13 on 21th October, 2021)
 Farhadova, Aytan. 2010. "Azerbaijani Hijab Ban Controversy," *Institute for War and Peace Reporting*, 17th December. <https://iwpr.net/global-voices/azerbaijani-hijab-ban-controversy> (accessed on 21th October, 2021)
 Geybullayeva, Arzu. 2011. "Azerbaijan in the Shadow of the Hijab," *OBC Transeuropa*, 26th January. <https://www.balkanicaucaso.org/eng/Areas/Azerbaijan/Azerbaijan-in-the-shadow-of-the-hijab-87870> (accessed on 21th October, 2021)
 Goyushov, Altay and Kanan Rovshanoglu. 2018. "A Brief History of Salafism in Azerbaijan," *Bakı Araşdırmalar İnstitutu*, 8th August. <https://bakuresearchinstitute.org/a-brief-history-of-salafism-in-azerbaijan/> (accessed on 21th October, 2020)

《オンライン文献・法規則》

Azərbaycanda Dini Qurumlara Maliyyə Yardımı Göstərilməsi Haqqında (2020 年宗教組織への財政援助に関する大統領令) <http://www.e-qanun.az/framework/45083> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikasının Dini Qurumlarla İş üzrə Dövlət Komitəsi ilə Türkiyə Respublikasının Diyanət İşləri Başkanlığı Arasında Dini Təhsil Sahəsində Əməkdaşlıq Haqqında Protokol (トルコとの宗教教育分野に関する協力議定書) <http://www.e-qanun.az/framework/2320> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikasının Konstitusiyası (アゼルバイジャン共和国憲法) <http://www.e-qanun.az/framework/897> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikasının Seçki Məcəlləsi (選挙法) <http://e-qanun.az/framework/46953> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikasının və Müqəddəs Təxt-tac arasında Katolik Kilsəsinin Azərbaycan Respublikasında Hüquqi Statusu Haqqında (カトリック教会法的地位協定) <http://www.e-qanun.az/framework/21903> (accessed on 21th October, 2021)
 Azərbaycan Respublikasının Vətəndaşlığı Haqqında (市民権法) <http://www.e-qanun.az/framework/3187> (accessed on 21th October, 2021)
 Dini Ekstremizmə Qarşı Mübarizə Haqqında (宗教的過激主義対策法) <http://www.e-qanun.az/framework/31509> (accessed on 21th October, 2021)
 Dini Etiqad Azadlığı Haqqında (信教の自由法) <http://www.e-qanun.az/framework/7649> (accessed on 21th October, 2021)
 Dini Sahə ilə Bağlı Statistik Rəqəmlər (宗教圏の統計) <http://www.dqdk.gov.az/az/view/pages/306> (accessed on 21th October, 2021)
 Hərbi Xidmətkeçmə Haqqında (兵役法) <http://www.e-qanun.az/framework/4645> (accessed on 21th October, 2021)
 Müqəddəs Kitablari Öyrənmə Kurslarının Fəaliyyətinə Nəzarət Qaydaları (聖典学習課程活動監視規則) <http://www.e-qanun.az/framework/23736> (accessed on 21th October, 2021)
 Siyasi Partiyalar Haqqında (政党法) <http://www.e-qanun.az/framework/7090> (accessed on 21th October, 2021)
 Təhsil Haqqında (教育法) http://www.e-qanun.az/framework/18343#_edn43 (accessed on 21th October, 2021)